

「第2期湧別町空家等対策計画（案）」に対するパブリックコメント手続の実施結果について

「第2期湧別町空家等対策計画（案）」に対するパブリックコメント手続を実施したところ、提出要件を満たす意見の提出はありませんでした。

1. 意見の募集結果

(1) 募集期間

令和5年1月25日（水）から2月24日（金）

(2) 意見総数

0件（0人）

【提出方法】

持 参	— 件
郵 送	— 件
F A X	— 件
電子メール	— 件

【取り扱い】

■修 正 案に追加、修正するもの	— 件
■掲載済み 既に案に記載されているもの	— 件
■参 考 今後、参考とするもの	— 件

2. 寄せられた意見の概要

- 寄せられた意見の概要と実施機関の考え方
今回寄せられた意見はありませんでした。

「第2期湧別町空き家等対策計画」意見公募要領

1. 意見公募の名称

「第2期湧別町空き家等対策計画（案）」について

2. 計画策定の目的

現計画である「湧別町空き家等対策計画」が終期を迎えること、又これまでの取り組みを通じて見えた課題の対応やさらなる対応の推進が必要であることから、計画内容を見直し、空き家対策に取り組むため新たな計画を策定するもの。

3. 計画案及び関連資料

別紙「第2期湧別町空き家等対策計画」及び「資料集」のとおり

4. 計画案等の閲覧等の場所

計画案及び関係資料の閲覧並びに意見提出様式の配布は、次の場所等にて行う。

- (1) 町公式ホームページ
- (2) 指定場所（企画財政課、湧別庁舎（1階ロビー）、湧別・中湧別図書館）

5. 意見提出者

意見等の提出を行うことができる者は、町民等計画の影響を受ける次の者とする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所、事業所を有する個人、法人、その他の団体
- (3) 町内に所在する事務所、事業所に勤務する者
- (4) 町内に所在する学校に在学する者
- (5) 対象案件に利害関係を有する者

6. 周知方法

意見公募の周知については、次の方法で行う。

- (1) 町公式ホームページ（掲載：令和5年1月23日）
- (2) かわらばん（掲載：令和5年1月25日発行号）

7. 意見等の提出期間

令和5年1月25日（水）から2月24日（金）までの1か月間

8. 意見等の提出方法

意見等の提出は、次のいずれかの方法で行うことができるものとする。なお、意見等の提出に当たっては、意見等を提出しようとする者の住所、氏名（法人その他の団体にあつては所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記し、提出するものとする。

- (1) 湧別町役場企画財政課、福祉課又は中湧別出張所への書面による持参
- (2) 郵送（〒099-6592 湧別町上湧別屯田市街地 318 番地 湧別町役場企画財政課）
- (3) F A X（01586-2-2511）
- (4) 電子メール（kikaku@town.yubetsu.lg.jp）

9. 意見等、意思決定等の公表

提出された意見等並びに意思決定等の内容については、次の事項を公表する。なお、提出された意見等は、個別の回答を行わないものとし、類似する意見等をまとめて公表するものとし、公表場所については、上記4の計画案等の閲覧等の場所と同じとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する町の考え方
- (3) 計画案を修正したときは、その修正内容及び修正理由

10. 問合せ先

湧別町役場 企画財政課未来づくりグループ

電話：01586-2-5862 F A X：01586-2-2511

電子メール：kikaku@town.yubetsu.lg.jp